

## 学校いじめの防止基本方針

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

本校では、人権感覚を豊かにし、「差別をしない」「差別を許さない」学校づくりを教育目標にしており、将来ある生徒に対してその芽を伸ばすべく家庭や地域社会と連携して、意欲的な指導の実践を目指す。

#### 2 いじめの定義

**【当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの】**

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

#### 3 いじめ防止のための組織

##### (1) 名称

「いじめ問題対策チーム」 (いじめ問題対策委員会)

##### (2) 構成員

管理職、各学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

#### 4 年間計画

年3回の委員会を開催し、PDCAサイクルを用いて検証や見直しを行う。

4月	個人面談 * 構成的グループエンカウンター (1年)	10月	
5月	第1回いじめ問題対策委員会	11月	第2回いじめ問題対策委員会
6月	校内研修会 (学校基本方針の確認)	12月	第2回いじめアンケート、保護者懇談 * 構成的グループエンカウンター (2年)
7月	第1回いじめアンケート、保護者懇談	1月	個人面談 取組についてのアンケート (教職員対象)
8月		2月	第3回いじめ問題対策委員会
9月	個人面談	3月	校内研修会 (検証と見直し)

\* 構成的グループエンカウンター・・・感情の交流を主とし、自己についての発見や他者の存在や他者との関係を確認し、行動の変容と成長を狙ったグループ体験のこと。



## 2 いじめ未然防止・早期発見

### (1) 「居場所づくり」・「絆づくり」

- ・文字通り、学級や学年、学校を生徒の居場所（精神的な）となるようにする
- ・生徒間の「絆づくり」・生徒間での「自己有用感」を育成する

### (2) 主として教師に求められること

#### ① 授業において

- ・すべての生徒が授業に参加でき、活躍できる場面のある授業展開
- ・授業公開を行って、生徒指導の観点から授業を参観
- ・授業中の規律の問題を指導  
例 チャイムで着席。授業中の正しい姿勢、発表の仕方・聞き方
- ・教師の不適切な認識や言動などは不可  
教師の差別的な態度や生徒の意見を否定するような発言、はやし立てる生徒の放置をしない。いじめられる側にも問題があるような発言をしない
- ・認められているという実感を持たせる

#### ② 生徒に対して

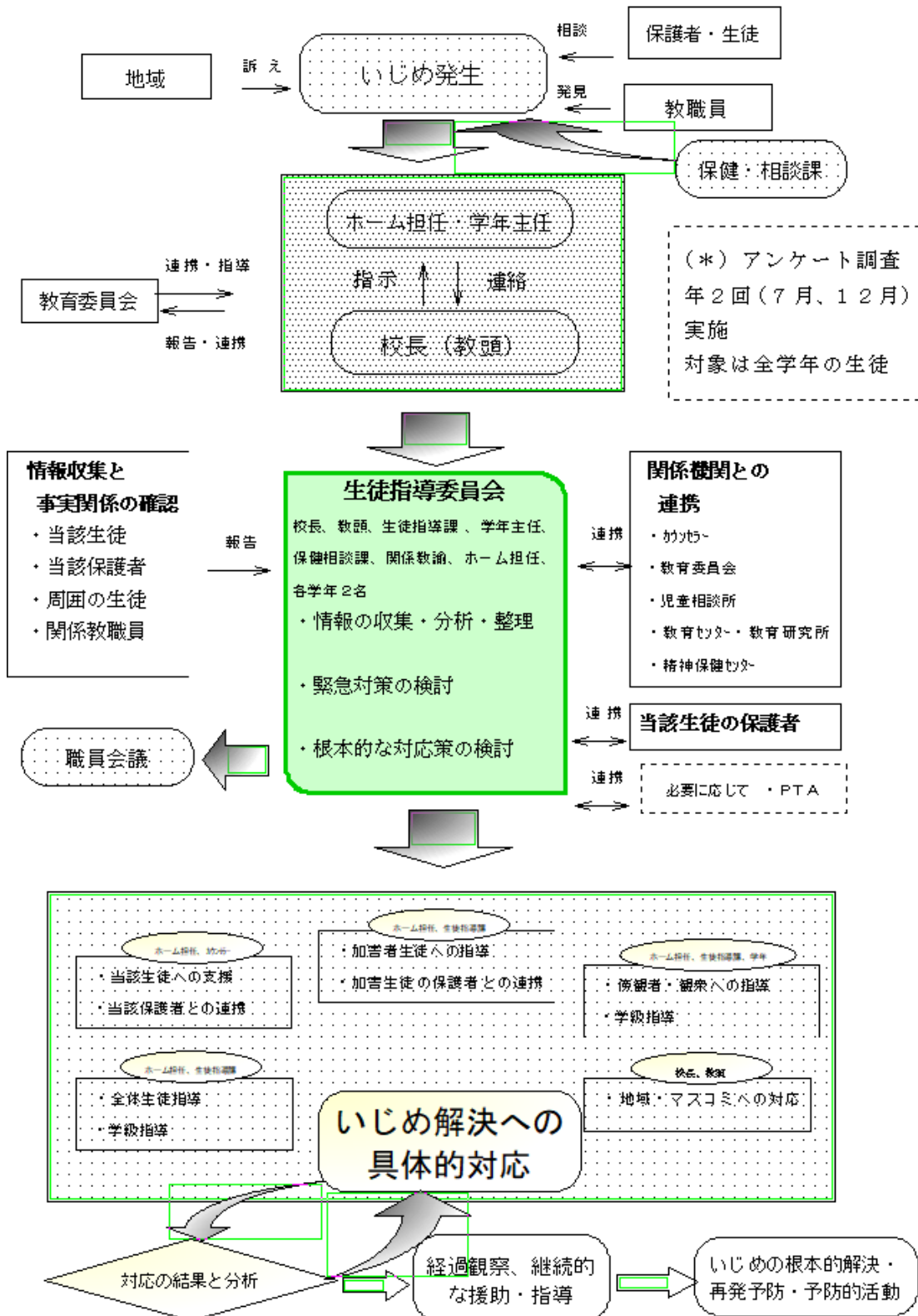
- ・すべての生徒が学校行事などで活動する場の機会を提供
- ・生徒同士や教師との関わりを通じた自己有用感の獲得
- ・「いじめがいけない」、「何がいじめなのか」を年間の計画の中で必ず指導（すべての学年、学級）
- ・生徒のささいな変化の認知（5W1Hの記録）
- ・生徒情報の共有
- ・生徒から相談を受けた場合は、後で聞く、うるさがるなどせず、真摯に対応（5W1Hの記録）  
対応は慎重に行う（相談した生徒の気持ちを裏切らない。）

#### ③ 保護者等に対して

- ・連絡のない欠席は、保護者へ確認
- ・学校で生徒の様子に変化があるとき、家庭の様子を確認
- ・保護者からの連絡は大切に（5W1Hのメモは忘れずに）
- ・地域からの情報等にも感謝の気持ちで対応

### ③ いじめに対する措置

#### (1) いじめ対応マニュアル



## (2) ネットいじめ対応マニュアル

